

2026年10月

千葉県4種で活動されている審判員 各位

千葉県サッカー協会
第4種委員会
委員長 中山 善将

第4種委員会審判部
部長 杉本 林太郎

4種主催の千葉県大会における帯同審判員認定基準の改正について（お知らせ）

皆様におかれましては、日頃より千葉県4種サッカーの活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、これまでも審判員の技能向上を目指して4種主催の千葉県大会（千葉県4種主催中央大会に向けた各ブロック内の予選大会も対象）における帯同審判員認定講習（以下「旧認定講習」）を行っているところではありますが、この度、帯同審判員の認定基準の見直しを行いました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1 認定講習の趣旨

- （1）公平公正で的確な審判をすることにより、本県4種年代のサッカーのレベル向上を図る。
- （2）継続的に認定講習を受けることで、審判員としてのレベルを向上させる。

2 認定基準の改正点

改正前）2018年度以降に旧認定講習を受けていれば、県大会に帯同することができる。

改正後）4級審判員は、新たな認定講習（以下「新認定講習」）を受けた年度を含んで3年度間、県大会に帯同することができる。

※認定日が2027年9月1日の場合、有効期間は2030年3月31日まで。

3 認定基準の改正時期

- （1）2027年4月1日から2029年3月31日までを移行期間とする。

※移行期間中は旧認定講習を受講（2018年度以降の実技認定印や認定講習印あり）していれば県大会の帯同をすることができる。

- (2) 2029年4月1日から完全実施とする。この日以降は、新認定講習を受講していなければ県大会の帯同をすることはできない。

4 認定基準

- (1) 4級審判員は、新認定講習を受けた年度を含んで3年度間、県大会に帯同することができる。
- (2) 3級以上の審判員は、新認定講習を受けていなくても県大会に帯同することができる。

5 認定講習の種類

認定講習は以下の3つのいずれかにて合格をすること。

- ①実技認定 5年生以上の学年および試合時間は30分以上において、主審1回と副審1回以上を行い、認定員にて審査をする。
- ②座学認定 90分以上の認定講義を受講すること。ただし、座学認定対象は、過去に実技認定を合格した者で、座学認定を受ける前年度の試合実績が5試合以上の審判員に限る。
- ③実技＋座学 5年生以上の学年および試合時間は30分以上において、実技30分（主審or副審）と座学60分とする。
※②・③における座学については、県審判部会が提示するテーマに沿ったものを行う。

6 認定講習の費用

認定講習に必要な費用は、1人当たり2,000円を上限に設定される。事前に主催者に費用を確認のうえ、当日認定会場にて支払うこと。

7 認定後の取扱い

- (1) 認定講習の当日、合格者のレフェリーダイアリー（レフェリーノート）に「①認定有効期限日 ②認定員ブロック ③認定員氏名」を記載した認定印が押印される。
※改正後の年月日については認定日ではなく、認定有効期限日とする。
- (2) 帯同審判員は、試合当日に必ずレフェリーダイアリー（レフェリーノート）を持参し、会場にて認定印を提示すること。なお、認定期間が確認できない場合、当日の審判対応は認められない。